

【論文】

一八〇一―一九世紀日中社会編成の構造比較

足立啓二

A Structural Comparison between the Formations of the Japanese and the Chinese Societies in the 18th and the 19th Centuries

Keiji Adachi

要旨

本文以日本熊本藩和中国的巴县为例、比较分析了从一四世纪至一八、一九世纪也即开埠前中日两国社会形态的发展状况。一四世纪以后、日本的社会团体不断发展壮大；而同一时期的中国、乡村社会被整合到里甲制这一制度框架中、并通过征收职役将所有农户组织起来。在日本、生产力的发展壮大缩小了小农和村落的力量、由农民组成的自治团体强化了社会再生产的组织及其职能、这些团体广泛联合、将领主统治势力排挤出农村、导致领主统治名存实亡。与此同时、中国的生产力的发展是建立在小商品生产发展的基础上的、它没有使公共性、社会的共同关系得到强化、反而加速了社会的流动、人数庞大的书吏、差役执行着社会管理职能、并渗透到社会的方方面面。由于受职务利益驱使、书吏、差役和内署的职能被随意分割、各部门之间的职能错位现象严重。

キーワード：村落共同体、書吏、差役、社会集団、公共業務

一 はじめに

一四世紀は、日中両国の社会にとって、何れも変革の画期となる重要な時期であった。日本においては、個別的主従制にみられる所謂

「封建」関係や、官座などに見られる緩やかな団体関係の萌芽を前提としつつ、本格的な一揆・惣村・あるいはそれらの基礎となる家などの団体形成が進み、それらの形成と相互規定的に、厳しい武力的対決が深刻化し、その中から団体を基礎とする封建社会が、やがて本格的に形成される。

一方中国においては一四世紀中期に確立した明初里甲体制が、唐宋変革以降の社会関係の総括点となる¹。在野の士人層のイデオロギーと実践を組み込み、建国以来幾度かの大規模な粛清と大量な徙民政策を伴いつつ、基本的に全戸を正役に編成する専制国家統合の一つのピークを作りだした。

これ以後両国ではそれぞれの内部に地域差を含みつつも、小農経営の自立化が進行するとともに、小商品生産が拡大していく。これを受けて両国の社会はどのような展開を遂げ、それを把握する地方行政機構入はどのように変化するのか。その到達点を開港前の一八〇一―一九世紀段階をもって比較することが、本稿の課題である。

事例として日本については熊本藩、中国については四川省の巴県を取り上げる。その前提には両地域は、何れもそれぞれの国において最

大級の地方文書を有し、それらを基にした研究が可能であることがある。熊本には熊本大学に架蔵されている永青文庫を中心とする地方資料がある。永青文庫は現在整理・研究中であるが、古文書・古記録全二〇万点余からなる。点数としては一紙文書を多数含むが、量的に大きな部分を占めるのは、本稿で扱う近世中期以降、村落共同体の成長を基盤として地方じかたから提出される多くの文書をまとめ、それに対する行政処理の結果等を付した「古文書を主要素材とした古記録」とも言うべきジャンルである。

他方、巴県檔案は、四川省の流通拠点として重要な重慶市に残された乾隆中期より伝存する中国最大の地方行政文書であり、全一萬三〇〇〇巻とされる。日本的な分類に従うならば、古記録と古文書からなる点で永青文庫と同様である。そのうち一〇万巻は裁判文書とされ、その中には訴状から始まり供述書、結状に到る多数の文書とともに、係争の際の根拠となる契約書・供述書等が添付され、それらが一巻として立案され、ここでも夙に「古文書を主要素材とした古記録」とも言うべきジャンルが形成されている。県衙の各部署が残した行政上の古記録もまた、巴県檔案にある。

熊本藩については先学・同学の研究の成果をもとに、全国的動向とも照らす形で、近世中後期の社会像を描きたい。巴県については、『清代乾嘉道巴県檔案選編』（四川大学歴史系・四川省檔案館主編、一九九六年、四川大学出版社）と、『清代巴県檔案匯編（乾隆卷）』四川省檔案館編一九九一年、檔案出版社）、ならびに『巴県檔案マイクロフィルム・乾隆朝・司法』を用いる。以下では、それぞれ『巴県檔案選編』・『乾隆匯編』・『乾隆マイクロ』の略称を用い、引用に際しては、各資料集の編纂者によってつけられた文書名・資料名とページ等を付記する。「嘉慶六年六月二四日八省客長稟狀……『巴県檔案選編』上二五二」は、『巴県檔案選編』上巻二五二ページに収められ、編者に

よつて「嘉慶六年六月二四日八省客長稟狀」と整理された文書を示す。なお資料引用は、紙数の関係上、最小限に止めざるを得なかった。マイクロを除く資料については参照の労を願いたい。檔案に収める訴状等がそのまま事実を反映しているかには問題が多いが、あり得ない空事ではなく、それなりに受け入れられる主張であろうことを前提として、議論をすすめる。

二つの地域の社会を対照するに際して、両地の概略について説明しておきたい。まず面積であるが、熊本藩は明治直前で、約五〇〇〇平方キロ、対して巴県は約三三〇〇平方キロと概算される。総面積では熊本藩がひと回り広いが、何れも大県・大藩である。耕地面積については、熊本藩が農民との間で確認している内高が八六八平方キロであるのに対し、巴県の雍正清丈面積は一〇〇八平方キロである。何れも実態をそのまま反映しているとは言い難いが、広大な阿蘇外輪山周辺や九州山地を含む熊本藩は、面積の割に耕地が狭い。人口については後述のように、社会の性格に規定されて、それぞれ特性のある動向を示している。日本史・中国史それぞれからの理解の便宜を兼ねて、当該時期の中国の元号、日本の主要元号、西暦を対照させ、これに幾つかのポイントにおける両者の人口を記した表を添付する。中国については巴県の人口についてのデータの継続性が乏しいために、四川省全体の人口統計を付記した。乾隆期以前の統計は、人口全体を反映していないので記さなかった。

それぞれの地域文書をもとに復元した社会が、両国の一般的なあり方は、留保が必要である。商業面で見ると、巴県は長江上流域における流通の最重要な結節点であり、熊本藩の全国的な位置に比べると、商業比重に特色がある。また巴県を含む四川省は、清代における人口流入に特色があり、宗族は形成過程にあるが、その動きは、本稿の対象とする乾隆期までに峠を越えていたとされる。熊本藩のこれから整

中国・日本・西洋暦・人口対照表

巴県人口 (女/男)	四川省人口	中国元号 (元年)	西暦	日本元号 (元年)	熊本藩農民人口 (女/男)
		天啓	1621		
			1624	寛永	16年 218,707
		崇禎	1628		0.76
		順治	1644		
		康熙	1662		
			1688	元禄	
			1711	正徳	
			1716	享保	19年 531,248
		雍正	1723		0.86
		隆乾	1736		
	22年 268万		1751	宝暦	
	32年 296万		1764	明和	
			1772	安永	
			1781	天明	
元年 218,079	51-56年 888万		1789	寛政	10年 535,543
		慶嘉	1796		0.92
			1804	文化	5年 512,575
	17年 2144万		1818	文政	
4年 386,478		道光	1821		
0.79	10-11年 3495万		1830	天保	13年 566,011
			1844	弘化	0.96
	元年 4475万	豊咸	1851		
			1854	安政	5年 622,819
		同治	1862		0.98

梁方仲編著『中国歴代戸口・田地・田賦統計』262p 1980年 上海人民出版社。
 松本雅明編『肥後読史総覧』1836p～「人口の変遷」1983年 鶴屋百貨店。
 『民国巴県志』巻4 賦役。

理立てる事実は、未だ全国的な確認を得ている訳ではない。社会関係を構成する生産力的基盤からみても、西日本地域と、北関東以北の地域については、小農経営の安定度におけるかなりの差が想定され、それらの上に成り立つ共同体および共同体間関係についても、違いがあり得る。しかし熊本藩で確認される個々の事実は、他の藩領・幕領でも確認され、あるいは一般的に確認される。かつこの社会理解こそが、最終章で述べるように近代日本との連続性把握を可能とすると考える。

二 日本封建社会成熟化の基礎過程

日本における中近世移行過程の評価は大きく変化している。中世後期に展開された領主団体相互間、百姓団体相互間、あるいは領主団体と百姓団体の間における熾烈な抗争は、それぞれの団体に存続のための内的規範の形成を要求し、法的共同体としての自律性を生み出していく。抗争の熾烈さは、領主団体の集中化を導き、大名さらには幕府の「公儀」権力を生み出していく。

かつては、こうした中で中世に萌芽していた百姓団体は、「なでぎり」によって鎮圧され、刀狩りによって武装解除され、大名家に権力集中された武士集団の下で、社会は暴力的に平和化されたとみなされていた。しかし近年の研究は、自律的な村落の存在を前提に、給人領主の個別支配を排除して成立した領主団体（公儀領主権力）が、百姓団体と対峙するという近世史の枠組みが展開されている。際限のない抗争の中から作られ、求められてきた秩序を基盤として、「惣無事」という一般の秩序のもとに平和化が実現し、そのもとで農民たちは刀・鉄砲という実力を保有しつつも行使しないという立場を維持しながら、年貢は村落団体によって請負われ、法は農民たちの連判請負によって村内の規範となった。中国の地方行政における二つの核心課題である

刑名と錢穀は、近世初頭から既に村の自律的能力によって実現していた。近世中後期における変化は、すでに存在した百姓団体の自律性・機能性の強化過程として具体化される。

論旨に入る前に、あらかじめ熊本藩の行政編成の骨格について概説しておく。近世中期以降、藩の部局制度が整備されるが、その中で農村部の行政一般を担当するのが郡方であり、郡方奉行が統括する。郡方担当地域は一四の郡に分割され、武士である郡代が配置されていた。郡の下に設けられたのは手永てながであり、大小の差はあるが五一の手永が存在していた。手永には手永会所とよばれる執務施設が存在し、惣庄屋を始めとする百姓スタッフが常駐した。手永の下には村が存在し、村庄屋を筆頭に村役人が存在した。

言わずがなであるが、百姓団体の自立化、それを支える家の安定化の基礎となるのは農業生産力の上昇である。近世初期において熊本藩が農民と合意した生産力である内高は七四万石であった。これが天保一三（一八四二）年に手永ごとの調査を集計した結果によると、都市部を除いた総生産高は米換算で二〇〇万石に達していた¹¹。文化五年の統計が残る五町手永と比較すると、天保一三年までの三四年間だけで、田土増加が一・一倍であるのに対し、米の産量は一・三九倍、米換算の総生産額が二・〇一倍に達している。この間、貢租の増加は一・〇五倍にとどまる。この結果天保一三年段階で、全藩の貢租は貨幣換算で四万六千余貫であるに對し、農民可処分所得は十五万貫余、そのうち肥料代が一万四千余貫に上ると報告されている。肥料購入代に現れる商業的農業のもたらす生産力上昇・貢租の定額化は、熊本藩の実質貢租率を四分の一にまで低下させていた。全国的にみても、明治維新時点における貢租率が二五％程度であったことは、夙に中村哲氏によって明らかにされている¹²。

生産力上昇は後述の畑地の水田化、あるいは水田の乾田化などにも

よるが、先の肥料購入代の比重に見られるような商業的農業の展開によるところも大きい。全国的にみても、近世初頭において銀を対価として中国からの輸入に頼っていた絹は、近世を通じて自給を達成し、開港時点では中国よりも急速に国際市場に対応するまでになる。戦国期に初めて布として輸入の始まった棉製品も近世を通じて、河内や尾張などの生産拠点を形成しつつ、練り棉市場段階から近世末には全国的な棉布市場段階へと到達を遂げる¹³。特用農産物に比較的乏しい熊本藩においても紙や畳表・海苔などが全国的な商品として生産されている¹⁴。畳表を例に取ると、先述の天保の調査において、八代郡高田手永においては、生産される蘭草の価値が五五貫余と算定されているのに対し、畳表に加工されることによって生じる付加価値が一五七貫余と算定されていることが象徴的である。絹・棉などは勿論、畳表や紙などにおいても、商業的農業は、農外余業としての大きな収入を農村にもたらしたのである。

農業生産力の上昇が、家と村の安定を導きだすには、特定の条件が必要である。生産力の上昇が無制限な人口と家数の増加によって、いわば個別に食いつぶされてしまうならば、年貢の請負主体である村は危機に瀕する。村と家の安定化のためには人口増加の抑止が必要である¹⁵。

一般的に農業集約化は農業労働の通年化、労働密度の増大を意味する。一年一作の乾燥地・寒冷地農業と、多毛作化し・労働過程も集約化した農業が必要とする労働量・労働日数の差は明瞭である。商業的農業もまた多くの労働を必要とする。農作業自身が集約化するとともに、それを上回る農外労働を農民に求める。特に農外余業については女子労働への要求が強まる場合が多い。農業生産力の上昇・余剰の形成とは、決して自然に生み出されるものではなく、限られた家族員からの継続的に増大する労働の供給によって実現するものである。この

ためにも女性からのライフサイクルを通じたより多くの労働確保が求められ、その面からも人口増加に歯止めがかかる。

しかし村落は人口増加を抑制するだけでは安定して維持されない。安定した出生のもとでも家が再生産されるような手だてが求められる。家が本質的には血縁集団でないことを前提に、養子縁組を組織することによって生まれた子供の男女を問わず家は継承され、両養子をも一般的に可能とした。若くして配偶者を亡くした男女にも、婚配が保障された。百姓経営の零落は村請けの危機であり、後述のように組織的復旧がなされた。以上の結果が、第一章に付した熊本藩における人口動態である。近世中期以降、人口の増加は停止し、かつ男女比（女子／男子）は、単調に1に向けて接近する。前近代の避妊技術のもとで墮胎や間引きが無くなったとは考えられないが、少なくとも生後に男女の別をみて選択的の間引きをすることが、上記の条件のもとで薄らいでいったことだけは確かである。家と村は、相互規定的に強化される。

村落共同体の機能要求は、それを実施する機構の整備を導きだす。熊本藩の手永を論ずる際には、同様な機構を幕領において発見し、郡中惣代が郡中寄合をもち、郡中議定のもとに郡中入用を運営し、嘆願運動を組織するなど、「村——組合村——郡中という、下から構築された重層的な行政組織が成立し、領主支配を相対化しはじめる」ことを明らかにされた久留島浩氏の業績が、先行する研究として重要である。以下の諸研究は、分散的に存在する天領における統合方式としてではなく、大藩熊本において同様な事実を発見すると同時に、手永以下の農民組織による広範な共同業務の遂行、領主権力との関係などを一段階深めるものになっていると考えられる。

さて近世中期になると手永の規模にもよるが、平均一万人程度の手永に惣庄屋以下数十名規模の職員が執務しており、手永の下部に二〇

ないし三〇存在する村にも、庄屋を筆頭に、頭百姓数名、監査役である横目、書記としての帳書一〜二名、年貢出納役である蔵府、山林管理責任者としての山ノ口一名などが、選任されている。

嘗て熊本藩においても、惣庄屋・庄屋は中世以来の有力農民の世襲によって担われるのが通例であった。他地域においても、村入用の主要な目的をなす村請制は、庄屋たちの利付貸付によって担われるのが通例であった。村落団体の公共機能が私人によって執行されており、いわば地方に残された領主性の残滓とも言うべき側面を持っていた。それが宝暦期の改革を境として、能力評価を伴う転勤制の惣庄屋へと転換していくことになる。彼らの下にあるスタッフも、若い時代から実務経験を踏み、庄屋や会所役人の年季を積みつつ昇進していくことになる。

こうした転勤制を伴う惣庄屋層の形成を、一方的な官僚化・共同体の解体として評価する見方も存在する。しかしながら事態は逆に評価されるべきである。村落の共同業務は、従来のように一部有力者の家の内で処理される範囲を超えてきていた。後述のように多くの公共業務とそれを実施するための実務は、多数の熟練したスタッフと機関を必要とする段階に達していた。そのためには専門家を必要としていた。しかし彼らは、社会の代表性を基盤としない官僚ではなかった。彼らが昇進するためには、農村の合意を調達して夥しい公共業務を成功裏に実現することが必要であり、それらに失敗し、農民たちの騷擾を引き起こすことは致命的であり、場合によっては、惣庄屋は庄屋たちの合意で事実上更迭された²⁰。加えて言うなら、彼らはいくまで百姓の業務を執行していた。有力農民は藩の求めに応じて寸志と呼ばれる醸金を行い、禄は受けられないものの武士身分を買い取り、在御家人と呼ばれていた。しかし執務に際して、帯刀は許されなかった²¹。彼らの職務は

あくまで百姓の行為であった。

能力重視で任用され転勤する会所役人や庄屋が存在する一方で、頭百姓部分などは年長者の仕事であり、家族員の年齢構成の推移に従って、かなりの層が順次村役人として村落運営に参加した。農民たちの社会は、末端までの多くの参加で、公共業務を担うようになっていた。

共同体は独自の財政を作り、公共業務を遂行するようになる。後述の年貢の手永請制の成立過程で、各手永には惣高式歩のちに屯歩半の備米が留保され、会所官銭としてストックされるようになった。これに様々な運用益も加えて、天保期一四年には官銭のうちで比重の大きい米と銭を米に換算して五二万七〇〇〇石に達するほどになった。これは熊本藩の年間予算四〇万石を上回るという。

これらの資産は、まず農業基盤の拡充整備に用いられた。近世後期は熊本藩における土木事業の時代であり、これらは多くは手永によって組織された。著名な通潤橋は後述するとして、一例を中山手永惣庄屋の文化一一年〜一二年の例でみると、総計四三項目が「事業帳」に挙げられている。そのうち規模の大きなものをあげると、水路新規開削七キロ余、改修二キロ余、新規開田一三アール余、荒地再開発六ヘクタール余、石積八か所（用水懸り計五六ヘクタール余）などが見られる。²³ 農業基盤整備事業の大きなものとしては有明海・八代海の干拓事業があり、きめ細かな農業政策としては高冷地である阿蘇の水稲作の安定化のために、北陸に代表者を派遣し、耐寒性の品種と栽培法を導入した事例などが注目される。新規耕地の開発等による収益は、会所官銭蓄積へと繋がっていく。

会所官銭は、村存立の基盤である家の再生産保障機能を果たしたと考えられる。官銭のうち銭の五六％は貸付に、二七％は土地購入に充てられており、米の五八％も貸付に回されている。²⁵ 前述の再開発荒地などの利用とともに具体的分析が待たれる。雲仙噴火による津波で激

甚災害を被った村落が、限られた資金の中で救済対象の家の線引について合意形成を実現したことは優れた事例である。²⁶ 荒廢地域であった北関東についても、村落の基金を選択的に貸付ける制度が確認されている。ただ当該地域では、有力者個人による貸付から村落による貸付への移行が、幕末期にずれ込むこと、貸付対象者が救済可能な上層中層に限られていたことが特徴的である。²⁷ 家の安定化を基礎とする村落共同体の基盤の安定度合いと、その進行状況の違いを反映するものであろう。

こうした政策は、村・手永において形成された。永青文庫に存在する「覚帳」によると、藩支給の用紙に村や手永が計画を記入し、その上申書がそのまま起案書として郡代を経て郡方奉行に届けられ、その決済をへて、惣庄屋に示達されるという稟議制が確立していた。²⁸ 注目すべき点は、政策形成者は手永以下の百姓組織であったこと、先に中山手永で紹介したような多数の事業のうちで郡方に上申されるのは、藩への年貢負担田土に変更を加えるような事業を中心とする一部事業に過ぎず、多くは手永以下の自主性のもとに実施されたこと、さらに郡方奉行が決裁しても手永・村が請けなければ、幾度でも稟議と決済が繰り返されたということである。²⁹ 大規模な事業へは、藩からの有期的貸付が機能したが、政策形成と実施主体が、領主性から自立化しつつあることがわかる。

村落が備えた裁判機能については、十分には明らかにされていない。しかし後述する巴県における年間の裁判件数が、清末には万余を超過規模であったのに対し、熊本藩の刑法方に上申されるのは、年間幾十件台であり、しかもそれらは行政政策同様、村落・手永における多数の供述を基にした詮議の結果であった。各手永には拘置所が設けられていた。

こうした百姓団体の自律性強化は、武士階級の在地への介入拒否に

帰結する。近世前半期の体制の下では、様々な形で領主階級が在地へ出向していた。公共業務が領主階級によって組織されたほか、最も基本的な年貢についても検見が行われ、徳懸をめぐる多くの日時を費やし、武士への対応費用とともに、刈り取り時期の遅延、ひいては裏作被害をもたらした。藩内の全ての林木を意味する「御山」にも、役人が子頭以下を連れて出向いた。水利土木についても塘奉行が管理した。

先述のように政策の形成・実行においても自立化を遂げていた村落共同体にとっては、領主階級の介入は、もはや無用な応接費用を必要とする形骸と化していた。惣庄屋・庄屋層による様々な合議の場が設けられるようになる。³⁰一つのピークが、宝暦改革に対して、明和七年（一七七〇）に藩内の惣庄屋が連印して提出した一五一一条からなる要求書である「繁雑帳」の提出であり、文化元年（一八〇四）における請免制の確定である。惣庄屋たちは各手永への割り付けという、相互に利害の対立する困難な課題について、数日間の評議を踏まえて合意し、役人出在の停止を条件に、手永を単位とする年貢の請負を確立するのである。³²手永以下の社会管理は領主階級から自立した。加えて注目すべきは、合意の広域性である。村社会の閉鎖性・利害の個別性がしばしば言われるが、ここでは村・手永の個別利害を調整して全藩的合意を形成する能力が立派に機能している。いま以て銘ずべし。

百姓団体が社会再生産機能を自律的に執行する段階に到達していた。領主団体機能は形骸化せざるを得ない。藩の業務は「領主階級」固有の属性から次第に乖離を始めていた。陪臣層を含めた八千人の武士層のうちで、日常的な行政機能を担うのは一割程度となる。領主階級であることの表現としての知行は、藩財政逼迫の中で傾向的に引き下げられ、他方で官僚として実務を担うスタッフには職務への手当てが支給されるようになる。幕末には、武士階級の最後の存在理由である軍

事力さえも、惣庄屋の政策提言を受けて組織された農村の在御家人層に依存せざるを得なくなった。³³鉄砲の製造と、軍事教練さえも彼らが担うことになった。封建領主性は社会の団体化の中で生まれ、一層の団体化の中で解消されようとしていた。

三 清代巴県の行政体制

まず巴県の行政区域を概観しておく。「道光四年巴県保甲烟戸男丁女口花名総冊……『巴県档案選編』下三四〇」によると、城内は二八坊、城外は一四廂、郷鎮部分は乾隆二三年に嘉陵江以北が理民府に移行して以後、懷石里郷・居義里郷・西城里郷の三郷からなり、郷ごとに各三つの里が、里のもとには一般的に一〇の甲が設けられる。各郷には二二〜二六の場が存在する。市集である場合は、時に里を跨ぐが、一般的には特定の里の中に設けられる。

1 県衙の中核機構

巴県には知県・教諭・訓導各一員のほか、県丞と巡檢各一員が設けられている。県丞は左堂ないし分主ともよばれ、県西部の白市駅に常駐している。巡檢は捕府とよばれ長江に面した東部の木洞鎮に常駐している。県城内には、あわせて道・府の機構と、重慶鎮總兵以下の緑營の機構が存在する。これらの官は、自ら幕友・長隨ら長官に直属する実務者集団をもち、衙門の中核を構成しているが、内署³⁶と呼ばれるこの中核機構については、刊行された檔案からは多くの記述を見ることのできなかった。これらの官員・衙門は、原則的には相互に上下の統属関係、水平的分業関係を持ちつつも、後述のように、不明確な領域性をもって個別的に社会と接している。

2 書吏・差役の構成

文書行政を中心とする行政実務担当者集団である書吏と、後述の差役については、巴県档案を用いた先駆的な李栄忠氏の論稿があり、⁴⁷ 続く幾本かの研究がある。³⁸ とりわけ李氏の研究は、おそらく巴県档案を整理する過程で著されたものであり、出典が明示されていないのが残念であるが、包括的で刊行されている档案との間で特段の齟齬のない総括的解説である。加えて言うならば、李氏の研究は、巴県档案が近代的な観点から再整理される以前の資料伝存形態に基づいてなされており、『乾隆滙編』もまた六房分類を残しつつ、やや近代的な観点での整理を加えて刊行されている。これに対し、『巴県档案選編』は、農業生産と工商業、あるいは雇用・工価と当鋪・錢庄・高利貸などと、近代的・研究的観点で、より整理がなされており、もとの文書分類から離れている。書吏・差役の業務記述は、多くは李氏の研究によりた

い。

李氏の研究によると書吏は、吏・戸・礼・兵・刑・工の六房に加えて、衙門内外の各種文書をうけとり各房に送る東房、県城内外の府道等各衙門に文書を送達する承房、倉穀の検査・賑糶を担当する倉房、塩茶を司る塩房が最終的には作られる。

これら各房は一般的には、『福惠全書』蒞任部、看須知が

吏房経管吏書官属・及本治候選官員等項。……戸房経管応徴解給・夏税秋糧・丁差徭役・雜課等項。……礼房経管春秋祭祀・賓与考試・郷紳学校・慶賀旌表先賢祀墓古蹟等項。……刑房経管人命・盜逃・詞訟・保甲・捕役監倉禁卒等項。……

と簡潔に述べるように、中央の六部に照応する機能を果たしていたと見られがちであり、戸房が財政を、刑房が裁判を扱っていたとする著述もある。確かに『福惠全書』が刑房の職務として人命・盜逃と並列で詞訟を挙げるのは混乱を招きかねない。

しかし裁判の正式主体は言うまでもなく知県であり、かつ裁判が行政の一部である中国では、各房の業務は対応する裁判と不可分であり、刑房が裁判全体を担当するのではない。民国『巴県志』卷九下 劉衡伝は、理想的形態としてではあるが、六房が裁判の分担に臨む体制を、次のように伝えている。

(書吏の弊を述べた後) 矯其弊。惟官須自做四字耳。所至不設門丁。懸鉞於堂。以待懇者。聞声即为審理。又設長案於堂左右。案各為吏戸礼兵刑工六幅。吏呈案。則各就左案之幅度之。而擊磬以聞。即自取入核辦。發出即置右案。吏以次承領。行之事無旁落。……『乾隆マイクロ』には、しばしば某房呈・某房承の文字が記入されており、各房が様々な事案を担当していたことを示している。本来これらの事案は、房ごとに保管されていたはずであり後述のように、過去の案卷を該当する房に請求して開示を求めることが可能であった。李氏が各房の業務を応差と辦案とされているのは、このような事情による。

裁判機能とセットになる応差いわば業務処理の内容についても、六房の名称から本来的に類推される業務とかなり乖離していることが、各種案件からも明らかである。たとえば牙税の納入を伴う牙行への牙帖の発給や取締は、財政を担当する戸房ではなく、礼房と工房で担当されている。また脚夫による荷物輸送は工房で管理されている。郷約の組織管理は、郷約本来の機能である教化と対応すべき礼房ではなく、郷約の実質的機能に即応した刑房が管理している。李氏は出典を明示していないが、房ごとに多くの業務を具体的に列挙しており、巴県档案の整理に携わったと考えられる『乾隆滙編』の編集者も、その「緒論」においてほぼ同様な業務分担を示している。これらの分担関係を生み出したのは、各房に与えられた本来的規定ならびに業務上の便宜ともに、各房が獲得する収益と不可分であった可能性が高い。礼

房は巴県の一五一の牙帖のうちの六八帖を管轄するとともに、典當・雜貨商の監督、工房は八二帖の牙帖のほか、糖業・棉業・会房・廟房などを管轄するといわれる。

前提となるのは社会集団が負担する差務と集団認知との一体性である。後述のように、集団が一部の業者によって作られたり、あるいは一部管理者の運営によって混乱に陥った時、問題処理の方向性に対して、県の認知は一つの重要な要因となる。その際、貧者への配慮が求められる場合もあるが、差務なきものには章程・把持を認めずというのは、一つの重要な基準である。ボタン製造業者の章程をめぐる混乱に際して知県が下した裁定は以下のとおりである。

巴県正堂批。查渝城各帮。除有差務者。不准違規參越外。其余並無帮規之說。且百貨流通。爾等敢私設章程把持行市。殊屬刁健。

〔道光二年八月二三日黃裕成等稟狀……〕『巴県檔案選編』上二四四

こうした条件のもとで、社会集団の認知は特定の衙門、特定の房の担当となり、収益となる。これを端的に示すのは、単に房レベルに止まらず、本章頭書に述べたように県や緑営等の衙門においても、本来の職掌、集団に対する統括責任関係はあいまいで、納入される差務と引き換えに、業者集団との関係が取り結ばれ、あるいは変更されるという事実である。典型的なのは「嘉慶十一年六月二〇日伍文龍稟狀……」『巴県檔案選編』上四〇五の事例である。

情本城南紀・金紫・儲奇三門柴船帮。自嘉慶三年在汎営拳簽廖朝臣充当柴帮首人。承辦營伍藥局差務。給照辦公。因朝臣于今五月病故。蟻等三門柴船帮協同公議。朝臣之子廖洪忠實老誠。兼伊父在日。随同辦差頗熟。蟻等以協懇簽充。稟經汎主。当蒙批准。……殊有不芸不業・賭博為生之陳世宦。鑽充首人。本月十一借余躍彩等之名。以懇賞給照事。簽伊充当首人在案。批另録粘。但柴帮止

認營伍藥局兵差。照係汎賞給。恩輟無照無差。……いかなる行政機関が社会集団を認知するかの明確な基準が一般的には存在せず、差務と引き換えにした個別の申請によって集団の認知がなされ、担当機関が決まることを、この資料は語っている。

同様に「嘉慶十年十二月十八日楊高太供狀……」『巴県檔案選編』上三八五では一方は捕府に、相手は県に訴え、本来知県に属すはずの裁判業務を「道光二十三年九月初七日練龍貴訴狀……」『巴県檔案選編』上二三四では左堂が、「嘉慶十五年梁續興等告狀……」『巴県檔案選編』上二二九では捕府が行っている。「嘉慶十一年馬乾一等告狀……」『巴県檔案選編』上三三九では県衙に訴えたが埒があかないため、下級であるはずの捕府に訴えている。その他、本来知県の名義で簽充・執照される場頭が巡検によってなされる事例もある。六房の業務分担も、本来の体系を基礎としつつも、差務負担の受け入れと一体化した集団認知関係の集積によって形成されたものと思われる。

書吏が文書行政を中心に担当するに對し、社会に対する直接的な業務執行者が差役であり、本来的は書吏より下級の下使いであった。主要なものとしては、皂隸・快役・捕役、このほかに件差・民壯・門役など種々の区分がある。本来、皂隸は官員の随従、快役が田土担当、捕役が刑吏であるが、ここでも彼らの間での業務分担関係はあいまいで、しばしば争いが生じている。¹³ 差役の下部組織は広く、懷石里郷・居義里郷・西城里郷にはそれぞれ総頭のもとに左右両班の快役が設けられ、各班には快頭以下の快役が設けられていた。その出勤は驕然たる様相を呈した。

若天晴十天。鑿開堰頭。放水不均。故曰官断如山。宜立石碑。于乾隆三十八年三月。將佃得買黃麟軒・朝卿叔祖于康熙二年得插田地一分。座落地名趙家堡。于四十八年天時小乾。有徐文秀見売不遂。厥挖堰頭。具控県主。出差。七・八・三甲約隣。協同快頭百

十余人。照契途程。趁協同快頭来差過繩索所丈三百六十之遠。……
 「分水石碑記……『巴県檔案選編』上二」
 かくて堰頭からの水は、九股に分かつて一昼夜ずつ分水することが碑文に刻まれた。

都市部については郷村の里に相応する坊に対応して、坐坊の捕役
 「嘉慶二十四年十二月初五日呉一語報状……『巴県檔案選編』上三九〇」、あるいは坊差「道光十四年九月初五日雷德興稟状……『巴県檔案選編』上三五六」「嘉慶九年十二月初一日唐仁和等稟状……『巴県檔案選編』上三三八」が配置されていた。また特殊な機能の場所を持ち場とする差役としては、津差「乾隆五十八年五月智里四甲曾万德稟状……『乾隆滙編』二二二七」、延河差役人「道光十四年五月二十四日巴県正堂特示……『巴県檔案選編』上四一二」、巡河差役「道光元年巴県告示……『巴県檔案選編』上四〇九」、などがあり、地域単位に、あるいは特殊な場所ごとに目的をもって、広範に差役が存在していた。彼らの正確な数は不明である。李氏も述べ、『巴県檔案選編』・『乾隆滙編』にも多数登場するように書吏の統括者は典吏であり、各房の職務の軽重によって割り振られている。文書作成の実務責任者は経承であり、文書の誤脱について咎めを受けるのは彼らであった「乾隆二十四年十一月十九日刑房経承劉仕斌稟……『乾隆滙編』一二二五」。しかし彼らのもとには書写学習等の名目で典吏や経承の採用した実務者が多数存在していた。李氏によると光緒期には登録された書吏だけでも二五〇名を超えることになった。時に整理がなされたが、ほどなく人員は回復される。差役についても、上記のように各業務・地域ごとに配置されたが、さらに担当の内部でも書吏同様に、多数の人員を抱え込んでいた。任作についてみても任作・学習・跟随学習があり、裾野は広がった。道光四年に着任し七年まで在任した知県劉衡の伝（民国『巴県志』卷九下）によると、彼の着任時には白役は七〇〇〇人に

及び、これを離任時まで一〇〇〇人に整理したという。一つの分水施設の確認のためだけに百十余人の快頭が出勤した先の例からみると、七〇〇〇という人数もあながち誇張とは言い難い。

周知のように彼らは基本的に無給であるが、慣例化した、あるいは慣例外の取得により生計を立てていた。刊行された檔案から類推できる収入の一部をのぞき見よう。巴県の牙帖は定額が「五一ありながら、一〇九帖のみが領帖されていた。⁴⁶牙帖所有者に要求される牙税自身は毎年一両程度で、これが申請のハードルになることはない。しかし市井では牙帖は合股に際し二〇五両の価値で評価されるとともに、⁴⁷隄行の「更帖使費」が八〇〇両であったとされる。牙帖の正式申請や更新のために要する費用を回避するための私的継承の手法が、牙帖の市場価格を形成したと考えられる。このほか県から「示」を求めるに八〇両の費用が必要であったり、⁴⁹係争に際して過去の案卷の検索のために工房の書吏に辛資錢四〇〇〇文を支払ったが埒があかないなど、⁵⁰書差には常に費用を請求された。裁判等に際して、多くの規費が求められ破家に到ることは、広く官箴書が記すところである。

3 職役戸

衙門の専従者である差役に対し、郷村・都市の内部には、県衙からの徴収に対応する各種の役務担当者が存在している。清末の段階で、彼等については個々の呼称はあっても、その一分・全部について総括する呼称は存在しないようである。ここでは伝統的に郷村行政・官衙の末端業務を担う業務に対する呼称である「職役」に従って、⁵¹それらを差し当たり一括して「職役戸」と呼んでおく。その中には郷村内部の労務である郷役と官衙への労務である衙役の両者を含む。⁵²下記Cの同業組織の代表者は、他の場合よりも代表的な性格を多く持つが、後述のように県衙より任命された差務負担者としての共通性を明瞭に持

つので、ここでは一括して扱う。それらは大きく三分されよう。

A 坊廂・里甲に設けられている職役戸

B 商業拠点である「場」や渡し場など特別な場所に設けられる職役戸

C 商工業・運輸業集団、出身地域集団と県衙を結ぶ差務負担者

A 在郷九里の八四甲には、一般的に一名から数名の郷約と保長が設置されている。郷約は元来人民の教化のために民間で作られた組織に由来し、保長は治安維持のための保甲制に由来するが、郷約が糧務を担当するなど、両者の間には実質上の職務に大きな違いは見られない。業務についてのやや立ち入った検討は後にするとして、糧務・治安・排解・教化などを委ねられる。『乾隆檔案』二二二頁所収の「乾隆二十七年巴里甲郷約保長名冊」より作成された郷約保長統計によると、原档案においてもと用紙を欠いている里甲を集計から除外すると、甲ごとに平均三・四人の郷約・保長が存在した。業務煩瑣の場合、彼らの下に若干名の小甲が置かれ保長の下で催辦の任に当たる場合もあった。〔六月二十三日梁鳳羽稟……『乾隆滙編』一九六〕には次のようにある。

直七里保長梁鳳羽。為遵批稟明事。情蟻承充保長。已經五年。因家貧業売。勉將倉穀辦竣。……窃蟻本甲花戸零星。每縫公事。督各小甲催辦。未經周知。……

坊廂についても同様に約坊（略して約）、廂長あるいは坊長と呼ばれる職務が設けられ、主に排解の場面で登場する。

B 場は、他省で集・市集・虚などと呼ばれる市場の四川における呼称であり、本来は県の認可のもとに逐次設置される性格のものである。〔乾隆三十八年一月二十六日彭正明稟、同二月八日稟……『巴県檔案選編』下二〇二〕では、彭某の単独申請は県によって拒否され、郷保・地隣の合意の下に再度申請された。ただ実際には、その生成・消滅は

自生的にかなり頻繁で不安定であることが研究史的にも明らかにされている。⁵³ 先述のように、場は概ね里内に含まれ、従って甲の郷保が業務を遂行することも可能であろうか、必ずしも特定のポストを設けない場合もある。形式的には、差務の多さ、地域の治安の観点を理由に、場や場を含む里からの要望をうけて、いくつかのポストが設置され、オーソライズされる。⁵⁴ 中心は場頭（場長とも呼ばれる）と客長（客約とも呼ばれる）である。商業地域には言うまでもなく移動性の高い客民が多い。現地で店舗を構え長期間滞在する客民、あるいは商品の売掛回収のために比較的短期間滞在する客商など、様々な外来居住者がいて、彼等に対応する客長が必要とされた。また場頭・客長とは別に郷約が設けられる場合もあった。⁵⁵ 頻繁な場鎮には小甲若干名が設置された。⁵⁶ また場の郷約・保長らには、場内公事のほか、後述のように地租銭を徴収・上納することが命じられた。場が河川や要路に通じている以上、差務は多かった。

C 長江と嘉陵江の分岐点をなす巴県は、長江中下流と四川省を始めとするいくつかの省域とを結びつける流通の要である。乾隆期を大きな経過点に拡大し続ける商品流通は、後述の人口圧力をも背景としながら、多くの製造・流通の担い手たちと商工業者組織を生み出していった。

様々な営業者集団は、多く帮を称す。時には原意としては営業を指す行を集団名称として用いる場合もある。行は帮と混用される場合もあり、⁵⁸ また内行・外行と、集団を他者と分かつ呼称としても用いられ、⁵⁹ 自らの規則を行規と称する。もちろん個々の牙行営業を表現する山貨行・靛行などは、原義を同じくするが、これとは別である。

帮は一般的に業種ごとに作られる。刺繡職人の永生帮〔道光二十二年永生帮顧繡老板師友公議条規……『巴県檔案選編』上二三四〕、たばこ販売の煙帮〔道光二十七年五月杜大茂稟状……『巴県檔案選編』

上三七六」等々である。

各種の営業の中には、さらに出身地域別、営業方法ごとに帮を形成する場合がある。太平門碼頭の脚夫の中には、陝西出身の西帮と茶陵出身の南帮が存在し「嘉慶十七年四月三日張文佳等供状……『巴県檔案選編』下四」、千斯坊の脚夫には茶帮・川帮が存在した「道光二年五月三日王清等結状……『巴県檔案選編』下九」。脚夫のなかでも輸送方法に基づいて牽帮・扛帮の二つが存在し「嘉慶二十四年九月十二日牽帮扛帮合同約……『巴県檔案選編』下五」、これらはいずれも勢力範囲を争っていた。

帮は水平的に区分されるとともに、重層的に構成されることもあった。典型的事例は船戸の帮の重層性である。重慶を結節点として、長江上流の上河、嘉陵江の小河、長江下流の下河に応じて三河船帮が組織され「嘉慶九年三河船帮差務章程清單……『巴県檔案選編』上四〇二」、さらにその内部には大河に面する嘉定帮・叙府帮などの多数の帮が組織されていた「嘉慶九年六月二十日大小西河各帮船首認辦差事單、嘉慶九年八省局紳公議大河帮差務案規……『巴県檔案選編』上四〇三」。また柴船帮などの運送品ごとに船帮が組織される場合もある。さらには棉布の種類ごとの細かな帮も存在する「道光二十年五月初十日巴県鑒……『巴県檔案選編』上三四六」。

同業者が自称する帮集団あるいは行は、その内部に特有の目的を持つ「会」などと呼ばれる集団を形成することがしばしばある。若干の例をあげると、

情渝城糸棧帮于乾隆年間。經本省同江南・江西・湖広・貴州五省客長。議立章程。興設葛仙會。議明開舖之家。不得自行打線。以三年之内。招一学徒。……「道光二十四年六月十二日龔三福等哀狀……『巴県檔案選編』上三四八」

情蟻彈棉花手芸生理。渝城各舖□□□議定。每日只准彈花十斤。

同行公議立會拳蟻為首。……「道光二十三年十月初五日周傳万告狀……『巴県檔案選編』上二四一」

ただし、全ての帮や行が会を作る訳ではなく、帮や行自身が目的な機能を果たす場合も多い。

これらの集団は、生産量・入会金・徒弟採用規定・使用貨幣・賃金などを決め、構成員・入会者・さらには行外の営業者などからも資金を徴収し、廟を作り祭祀を行い、あるいは貧困な会員に埋葬地・棺を提供したりする。会には会首あるいは首人・首事などと呼ばれる人物が置かれ、いくつかの場合、一年で担当を交替し、値年会首などと呼ばれ、金銭管理などを担当するとともに、差務の負担を含めた官衙との対応をする。

やや異色な会は、被雇用者の会である。先に引用した刺繡職人の永生帮「道光二十二年永生帮顧繡老板師友公議案規……『巴県檔案選編』上二三四」では、会員が三皇会に入ること禁じている。この三皇会は「道光二十三年十月初五日謝夙貴等供状……『巴県檔案選編』上二四一」に

問据周老四供。小的平日學習彈花手芸。帮汪大川舖内僱工。前月十七日。小的當值年三皇會首。辦會治酒去了。請這謝夙貴帮小的替工兩日。每天給他工錢六十文。

とあるように、被雇用者が会首となる会である。「皇会」首事を被雇用者が務め、雇主のところに来て人数に応じて金員を要求する事例、同様に被雇用者が成規を作り、金を集めて会を営み、意に沿わないとストライキを起こす事例もある⁶⁴。永生帮が「顧繡老板師友公議案規」という同業者全体の議定の中に三皇会への入会禁止規定や賃金規定、徒弟の出師規定を入れ込んだのは、経営内部で被雇用者の統制が困難であり、会の規定をもって、あるいはそれを県衙にオーソライズしてもらうことによって経営を統制するためであったと見られる。

地域別の同業者集団は、省別に集団を持ち、共同資産の運用益から廟や祭祀を共有する。彼らの代表者は八省客長と呼ばれ、場ごとの客長とは独立して、県の指示をうけて排解・調査機能などを果たすとともに、八省の名を冠する倉儲を設けるなど、比較的上位の社会機能を果たしている。

こうした同業・同郷集団は、下からと上から、二つの方向生から作られる。同業者集団は、同業者全体を包括する能力を欠いていた。先の『道光二十二年永生帮顧繡老板師友公議条規…：『巴県档案選編』上二三四』には

一議。永生帮有外行開舖者。出招牌銀二兩整。或有外行合夥者。出招牌銀一兩整。交真原首事。備買義冢。置造棺木。建立学堂。并保嬰医館施藥等用。

とあり、行に属さない営業、及び行内の業者との合股契約による事実上の行外営業を、規則が容認していたことがわかる。先の出身地域ごとの縄張りの分割争い、あるいは雇用人の集団形成なども含め、絶えざる外部からの集団形成の動きが存在しうる。档案には、成功して一つの帮として、あるいは会を作って機能している同業者集団事例に交じって、不当な行為として禁止された事例も多く存在する。

県衙の側からも、差務の確保と秩序維持の観点から、個々の業種に対して組織化と責任者の選任が要求される。流通拠点であり、かつ商業地区の中心が高台にあった巴県では、脚夫等とよばれる多数の運搬業者が存在した。かれらは縄張りを争って帮などに結集していたが、他地域の船着き場でも見られるように、碼頭には着船とともに多くの脚夫が押しかけ、混乱状態に陥り、しばしば商品が盗まれ・抜き取られる事態が発生した。こうした報告を受け、朝天門碼頭に二名の夫頭を設け、脚夫を登録させ、それに基づいて夫頭に仲介責任を負わせることになり、彼らには県より執照が与えられた。もともと十年後の巴

県告示に見られるように、夫頭設置は規律化の効果を示してはいなかったが、夫頭のもとに編成された脚夫からは、軍事行動などの特別事態以外にも、日常的に官衙での随従の差務が課され、差役の恣意によって二・三〇人が日夜動員される状態にもなった。⁷¹

船戸組織化の大きなきっかけは、嘉慶三年に本格化する白蓮教徒の反乱で、食糧を含めた軍需品の輸送のために、道員・知府の指示により、船戸たちに首人を選ばせることになった。⁷²以後、嘉慶年間を通じて、先述のように大河・小河、あるいは拠点地域別に重層的に多数の船帮が組織され、船の大きさと距離などによりつつ、一隻当たり数十文から数百文、⁷³下流の遠隔地交易船からはさらに多くの差費が徴収された。⁷⁴

四 行政編成の社会基盤

専制国家中国に社会的規律の基盤となる団体性が欠如していたことは、一般的には戦国期における国家の立ち上がり、およびそれに先行する殷周時代という高度に発達した首長制にまでさかのぼる必要がある。しかしここでは、集約的農業が発達し、小商品生産が広範に行われるようになり、土地所有を単位とする貨幣課税が一般化した清朝後期に即して、行政編成の社会基盤を見てみよう。

1 メンバーシップの不確定

日本近世中期以降における人口の停滞は経済成長の停滞を意味するのではなく、定額化された年貢の村請制度のもとで、村を構成する家の増大が抑制され、家の再生産を保障する必要な家族員数の固定化がもたらしたもので、むしろ村内への剰余蓄積を可能にするものであった。

それに対して中国では、同時期に急激な人口爆発が起さる。長江中下流域からの移民が峠を越した乾隆期になっても、表で見たように、四川省の人口は激しく増加する。人口が課税基準でなくなったこと、水稲や小麦などの伝統的主穀の以外に、トウモロコシや芋類など乾燥地への対応度の高い農産物が食糧需要を支える条件を形成したこと、さらに急速に展開する小商品生産が、多くの農外余業・商工業への就業を可能にしたことなどを前提条件に、人工爆発がこの時期に起こった。均分相続を前提とする父系制社会は、多くの家を社会に放出した。家名・家業・家産を継承する経営体としての家が、原則的に分割されることなく継承される日本と対照的に、増加し・移動する中国の家は、地域のメンバースhipを流動化させた。

商工業における流動性は、それを一層顕著に示す。経営の内部においても経営相互間においても分業化が進み、生産と流通の効率化が進むためには、一般的には経営という団体の内部、および経営相互間における規範の形成が不可欠である。然る条件のもとで、小経営は大経営に転化しうる。

先に第一回中国史学国際会議において報告したように、明清時代における経営は分裂的で、「法人格」とは縁遠い⁷⁶。当時の経営には、経営内部に半ば独立的な経営が入り込む場合がしばしば見られる。報告でも挙げたように、巴県の脚夫には牙行等の営業に付属する管行と呼ばれる脚夫営業が存在しており、彼らは一面では任免される被雇用者としての性格を持つ半面で、牙行本体の経営権の移動に関わらず自らの運送稼業を継承・転貸する権限を主張しうる存在であった⁷⁷。

合股は一般的には、資金を調達するために幾人かが出資しておこなう共同経営と考えられているが、一体的な経営とは言い難い場合がしばしばある。合股の内部には、合股参加者それぞれの管理する個別客帳や私号花売などの自己商売、支用と呼ばれる合股からの自己引き出

し金が存在することは常態的である。こうした分裂性は合股の解消に際して顕現する。解散時には元の所有者に出資物を返却することが通例である。合股の金員は決して合股体の資産を形成していなかった。負債はそののち、個別に返済される⁷⁸。

個別経営内部の責任も、最終的には取引当事者である店員個人の責任に帰せられる例が多い。

立包管字人劉文碧。自幼在黃憶順号。學習生意。承師寵信。將店中内外大小事。分務付託晚管理。因己無才。諸事荒疏。不惟將店中資本折尽。而且尚虧空客帳三千余金。是以停歇客帳。兼知帳内自愧之甚多。刻已查出二千余金。此項理應照數還出。……如晚稍有生發。決不能昧此良心不還之理。以及店內所該人項。人該店項。及貨物吊号等件。倘有錯訛。自有劉文碧到場經算。倘有私收客帳。得一賠十。……「劉文碧包管字約」……「巴県檔案選編」下八七」
同様な事例は、「嘉慶十四年九月」周德文供状……「巴県檔案選編」上三六三」「道光十六年十月十七日艾錦龍告状……「巴県檔案選編」下九一」にも見られる。

こうして営業は一体性を欠く場合が多いが、一体性を欠いたまま収益権は限りなく細かく分割されて売買され・貸し出される。先に見た管行の場合を例にとると、

立出頂脚力生意文約人譚世龍。情因負債難償。無從出備。懇將己手所接王復興名下正大糖行八股生意之內一股。股内老約均作十成。原得頂五成。又己手所接弟輝粵名下八股生意之內一股。今又均作十成。内將三成出頂。兩約生意共八成。情願出頂与人。……「譚世龍出頂約」……「巴県檔案選編」下二〇」
八股の営業権が、一股をさらに十分割して貸し出されている。こうした例は無数に存在する。労働実態とは乖離して、収益の利権が売買・貸借される。

分裂性とともに、資本の有機的構成が低いことも、商工業流動化の前提条件の一つである。「嘉慶二十四年六月二十九日楊耕万告状……」「巴県档案選編」上四二一」「嘉慶二十四年六月三十日朱万順稟状……」「巴県档案選編」上四二二」では、錢三五〇〇〇文で船を入手した男が、船の値段より高い八一〇〇〇文の輸送費で米と銀を湖北に輸送する契約を結んだうえで、途中で逃亡したことを語っている。他にも船の値段よりおそらく高い輸送料契約の事例、船主が運賃を受け取った上で、船を捨てて逃亡した事例などがある。商業の中核とみなされる牙行が、実は少ない資金で大きな取引を行い、頻繁に売買を焦げ付かせ、数年ならずして経営を交替させ続け、牙行の存在を前提に輸送業を営んでいる管行のあいだでも、牙行の休業期間は管行生意の出頂期間から差し引く慣習であった⁸¹。

2 「公共業務」の存在形態

小農経営を基盤とする前近代社会において、それらの再生産を保障する一般的業務は、かつては共同体もしくは領主（あるいは地主）によつて遂行されるものと考えられ、甚だしくは水利・道路修理といった業務の存在自身が、共同体の存在を立証するものとされた。しかし共同体型社会において共同体の課題として遂行される諸業務が、他の社会においても共同体の課題であるということはない。それは国家的業務であったり（地方官の組織化を含む）、時には私的な業務であったりする。水利はそもそも典型的な事例である。

道光六年、布政使の指示を受けて巴県は旱害対策の告示を発した。晴れの日は年間三日と称され、霧にこもる巴県ではあるが、年間降水量そのものは一〇〇〇ミリ程度（熊本は二〇〇〇ミリ程度）で、灌漑農業のためには、水利施設への配慮が重要である。紳耆糧戸を集めて議論の上で、対策が知府に報告された「道光六年四月巴県正堂勸諭策

堰開塘条規……」「巴県档案選編」上五」。その特色は、築堰開塘安設筒車については土地を選んで各自奉行すべし。紳耆糧戸には帳簿を支給し、記入の上で、六月以降、逐次県に報告すべし。水利施設のうち公共朋修に関わるものについては出資に応じて分水を定め、碑に刻んで争いを防止するよう。こういった内容を奨励するものであった。

これを受けて、水利施設整備報告書が提出される。その一通を紹介すると、

廉里九甲。地名大谷溪。離城二十里。糧戸張魯江。補修古堰一道。長二十三丈。高十丈。寬三尺。

廉里九甲。地名水井湾。離城二十里。糧戸張魯江。補修古堰一道。長三十八丈。高十丈。寬三尺。

……（以下略）……「道光六年巴県新修旧有堰塘登簿……」「巴県档案選編」上五」

『巴県档案選編』上七にも、同様な内容の九月十六日付の稟文が載せられている。両者併せて堰二七道、塘四二口の新設・補修が報告されている。この二つに載せられているのは県下九里八四甲のうち、六里一二甲の事業のみであり、これ以外にもかなりの報告があったものと考えられる。

これらに見られる特色は、全ての水利施設が個々の糧戸に帰属すること、広範な地域から短期間のうちに報告されており、「補修」を公称するものが多く、実際上はさらに多いとみられることである。堰は特別長いもので一九〇メートルあまりに及ぶが、航空写真などからみると、河川を堰き止めて導水する施設というより、機能的には塘に近い。塘については、幅が長いもので十余メートル、短いもので三メートル程度である。

この水利施設の形状は、必ずしも巴県の地形が規定したものではない。それは構築主体の社会的性格を表現するものである。確かに四川

省東部の台地や山脈に対する長江・嘉陵江の切り込みは深く、かつ水位の年較差も著しく、こうした河川からの灌漑が、前近代の技術では不可能であったことは自明である。しかし巴県内からは、長江・嘉陵江に数十キロレベルの長さを持つ河川が幾本も流れ込んでおり、その点では熊本藩も同様であり、一定の広域性を持った灌漑網を構築するならば、乾田化可能な水田を大規模に整備することも可能はずである。

近世中後期において、熊本藩でこれを実現したのが、村落共同体の上位集団である手永であった。矢部手永に作られた著名な通潤橋を核とする水利施設は、以下のような形状をなす。河川上流に取り入れ口を設け、阿蘇火砕流の縁辺部分を巧に利用しながら、各所に隧道や盛り土を設けて高さを調節しつつ五キロメートルの導水路を設け、これを高さ二〇メートル、長さ七六メートルのサイフォン式の水道橋につなぎ、これによって台地の下を流れる川から数十メートルの標高差を稼ぎ出し、幹線・支線あわせて全長四一キロメートルの水路網を構築し、総計七二ヘクタールの灌漑耕地を作りだした。企画・実施は惣庄屋を責任者とする手永で、経費は手永の独自財政たる会所官錢に藩からの期限付きの借入金を加え、合計七一貫余りであった。⁸²同様な技法による「井出」「溝」と呼ばれる水利施設は各地にみられ、上流より取水し、耕地の上縁に沿う形で、村落を横切り、流れ込む支流の河川は水道橋で越え、長大な水路が中規模平野全体を灌漑する。実施主体は、近世中後期において、個々の農民・村落の利害を調整し、政策を形成・実施しうる広域性を持つにいたった村落共同体であった。

ともあれ清代後期の巴県においては、先にみたような小規模な水利施設が、おそらく谷地田の性格を残しつつ、多数、建設もしくは登録された。その所有・管理主体は、個々の土地所有者であった。しかも四月の告示をうけ、続々と報告された背景には、こうした報告が水利権の私有の公的確認の機会となるという見込みがあった。「道光六年

十一月初一日巴県塘堰執照……『巴県档案選編』上八」は、先の一連の事業主に対して県が発給した執照の一例である。ここで文面上保障されているのは塘堰での水死事故に所有者は責任を負わないことなのであるが、「道光八年正月二十八日生封文光告状……『巴県档案選編』上九」では、堰の水を二分することが、先の事業にかかり県の朱照で確認されていることが、告訴の根拠とされている。⁸⁴水利権争いにおいて、最も期待されるのは県の承認とその物理的表現であった。先の執照もその一つであったが、分水施設の確認に「官断如山」として県の出動を求め、夥しい数の快頭の立ち会いの下で検分し、碑刻とした先の事例もその一つである。

個人もしくは家族の再生産は、一般的共同業務の範囲外にあるようにも見える。しかしながら近代においても初期には慈善という形で、やがては社会保障という国民国家の責務として、個人と家族の再生産が位置づけられ、今や新自由主義のもとで、それが社会と国家の責任範囲であるか否かが問われている。近世日本社会においては、村落共同体が年貢負担の主体である限り、無用な人口増加と、それを生み出す家数の増加は抑制される必要があり、逆に人口の減少と、家の零落も回避されることが喫緊の課題であった。

中国においても、農民家族の再生産は、ある種公的な課題であった。最も重視されたのが積穀である。巴県においても、府倉である豊裕倉、県の倉である常平倉と監倉、民間の社倉、義倉、知府の稟請による濟倉、商民より調達し八省客長の管理に委ねることとなった八省積穀、総督の指示により作られた郷鎮積穀などがあげられる。このうち地方政府の直接関与によって蓄積された豊裕倉・常平倉・監倉などは一万石単位の蓄積を謳っていたが、金川会蜂起、浙江省の倉穀の補填、山東省の救済などに支出され、咸豊八年に調査してみると八万四千余石の原額が、一万四千石を残すだけとなっていた。この時期、二〇万台

から四〇万台へと急速に増大する人口、そこから求められる緊急の食糧としては、この額は余りに少ないだけでなく、種々流用され、蓋を開けてみなければ分からない管理そのものが問題であった。期待された八省客長の積穀も、清末・民初の動乱の中で烏有に帰す。

さらに社会自身との関わりでみると、地域が管理するはずの社会倉の在り方が特徴的である。巴県の社会倉は乾隆元年、巡検が木洞鎮に設けたのを始まりとし、乾隆一九年に知県の勧奨により設けられ、乾隆二五年には九九〇〇石を蓄積するに至ったという(同治『巴県志』巻二「積貯」)。しかしながら在地に委ねられたその管理は杜撰であった。「乾隆マイクログ…一八七四」には次のようにある。

縁甲内上下兩單。共社穀百余石。係社首趙金奇收貯觀音寺。因金奇搬居黔省。郷約王安常・監生張為元・李勝宗。於乾隆四十四年暮。將倉穀每石壳錢八千文。分吞置業肥家。未散濟荒。稟經前憲有案。蟻等係辭退先郷約。協糧戶何秀鳳等清理。至今倉內升合俱無。

こうした状況に加え、民間の積貯であったはずの各甲の社会倉は、嘉慶二五年、一方的に県城・白市駅・木洞鎮に集中されてしまい、地域の積穀としての実態を失い、かつ咸豊八年の調査時には完全に逸失していた(民国『巴県志』巻四下、倉儲)。

より社会的に評価をうける行為は、個別の救貧活動であった。巴県について最も総括的に示しているのが、民国『巴県志』巻一七の「自治」の項目に入る「慈善」である。「慈善」が「県議参会」「城鎮郷会」に続く「自治」の重要事を占めること自体が特徴的である。その中には、各種の目的をもった「堂」「所」「院」などの施設からなり、同書によると民国二四年の段階で、四〇余所の「慈善団体」が数えられ、郷鎮にもまた一三余の善堂が存在したとされる。紳士らが自ら計画設置したものと、官督紳辦・紳辦の後に政府が接収したものとが区別さ

れているが、両者の間には出資上の截然たる区別は必ずしもない。最も古いものは雍正一三年の孤貧糧で、乾隆三年の養濟院、乾隆四年の体仁堂と続く。民国期以降には一五年の貧民收容所、二〇年の傭工救濟院など、他地方でもしばしば見られる実業伝習を目的に掲げるものが現われるが、それ以前に一貫して掲げられるのは孤老・節婦の救済と、育嬰である。女嬰を育てることを明示した普善堂もある。これら目的のために、至善堂の一八六〇〇両、育嬰堂の九一〇〇両といった基金が集められ、その運用益で活動が行われた。

これらは二つの点で特徴的である。一つはその機能の多くが、少なくとも近代に入る前には、憐むべき個人の救済・延命に当てられていることである。日本近世中後期における零落百姓への対策が、小農再建のためになされたことと、それは対照的である。近世中後期の日本では、農民への資金援助は、自ら経営を再建させ、借入金を返済できるまでに仕立てることを目的になされていた。どの家を救済対象とするかは、深刻な議論のもとに、時に入札(投票)まで行い、再建のための土地の手当ても伴いながら検討された。このため最貧層が切り捨てられる場合もあった⁸⁵。救済は、決して個人の救済を目的とした「慈善」でなく、年貢請体制下における村落共同体の存在をかけた共同業務であった。

中国における給付の持つ今一つの特徴は、社会全体に対するその比重である。乾隆一二年に設立された育嬰堂の場合、業務は乳哺と教育に分けられ、乳哺はさらに貧民が自分で養育する力のない場合に資金援助を受ける自乳と、遺棄された嬰兒を拾って乳母に哺乳させる代哺に分かれるが、それぞれ毎月六〇〇〇文、一〇〇〇〇文という高額な支給がなされることになっていた。父系制宗族の発展を願って、社会的規制を受けることなく進行する人口爆発のもとにおいて、この高額の支給によって救済の幸運にあずかるものが、社会の中でどれほどの

比重を占めていたかは、容易に推測される。先述の「道光四年巴県保甲烟戸男丁女口花名総冊」に示された巴県の人口の男女比（女子／男子）は〇・七九である（表参照）。この時点において、同冊籍には子供の女子、外来居住者、使用人なども含めた人数が記録されていたはずであり、男子の早逝傾向を考えると、出生時における選択的「間引き」は明らかである。普善堂の事業はこれを前提に成立していた。育嬰は文字どおりの「慈善」事業であり、一般的公共業務とは異質なものであった。

五 職役戸と書差

以上述べてきたような基盤の上に城鎮・郷村の職役戸が存在していた。彼らとそれを管轄する書差とは、どのような関係をもって社会と接していたのか。

書差と職役戸とは、連続性をもった存在である。胥吏は役から生まれたものであり、原則的に無給の職務執行者であった。差役の中核をなす皂隸・快班・壮班の三班は、明代衙役の中心であった。

任用方式においても職役戸と書差は類似している。郷約・保長は、欠員をうけて新規の人員を県衙に推薦し、本人の承諾書を提出の上で、執照が支給されるという手続きを踏む。設置が必須ではない場における場頭・客長についても、同様な手続きが踏まれる。同業者組織の責任者である夫頭、船帮の首人についても同様である。

書吏・差役についても欠員補充申請を受けて、事実上の昇任人事である推薦がなされ、承認される。ただし書吏・差役の筆頭者（複数を含む）の場合は、道員・総督の承認を求めが必要があったが、問題とされるのは書面上の形式であって、人物評価ではありえなかったと考えられる。業務集団であるとともに利益集団である書差の昇格は、上

司の保挙によってすめられ、後述の職役戸との競合の場合も含めて、否認される場合は史料上見られない。下層の書差については職役戸への任命を逃れるために、ただちに快役に挂名投役するという便法が、公然と通用した。⁹⁵

両者の形式的な連続性は、職役戸負担を断る理由にも用いられる。職役戸に充てられようとする場合、それを逃げる口実は、既に書差に任じられている場合はもちろん、先述のような駆け込み書差も含めて、「二役難当」である。書吏・差役と職役戸が、建前上はなお何れも職役であると位置づけられていることを示している。しかし両資料集に取められたすべての事例において、二役に関わる場合、申請者は必ず、書差であることを理由に、職役戸を辞退している。これは県衙の側の対応においても同様で、「二役」が競合する場合、極めて短期間のうちに郷約を辞退しようとした一例を除いては、全て書差の立場からの言い分を聞き入れ、職役戸選任の再検討を命じている。審査者が事実上、書差集団であるからこのような結論になるのが当然とはいえず、県の側からしても業務の遂行のためには書差の確保と円滑な運用が必要であったと思われる。立ち回り如何によっては、書差のみならず職役戸にもメリットが生じうる。解任された郷約が挙人の名をかりて再任された事例や、⁹⁶ 中間搾取事例ももちろんある。しかし職役戸はしばしば書差の収奪の窓口にされた。制度形式と歴史的分離の経緯からすると連続的ではあるが、そこには深い断絶があった。

社会と行政の接点を確認するため、職役戸の性格について、確認しておこう。まず彼らは構成員からその能力を評価され、選出された代表とはいえない。⁹⁷ 先述のように彼らの選任は、前任者の辞退に続く推薦から始まるが、推薦者の要件は特定されていない。革職された人物が、生員の名を借りて再任された先述の事例のほか、紳糧らによる推薦など、⁹⁸ 様々な形式がありえた。その結果は、自分は不適任だとい

被推薦人からの枚挙にいとまない稟状である。先の書差との競合を言うものの他、田糧はあるが実質は小作人であるのに郷約にうらまれ保正に推薦された⁹⁹、字も知らない父が郷約に推薦された¹⁰⁰、ごろつきが一時的な外来者を客長に充てた、等々。真偽の程は確かではないが、

同業集団の代表者は、差務負担に責任を持つ職役戸でもあったが、彼らの職権は売買される利権でありえた。「道光十八年四月九日葉林富服約……『巴県档案選編』下一五」は、千厮門水巷子川帮の夫頭であつた葉林富は、不正を行つて帮外に追放となつたが、道光一七年に夫頭の職権合計二分を買い取り、帮に入り込んで公事を管理し、道光一八年になつて数百両の使い込みが発覚して、県に訴えられ再度追放となる。ただ帮に入り込んだ際の職権二分の代金を買い戻してもらつたという優遇を受ける。しかるに「道光三十年七月二十一日陳浩然等供状……『巴県档案選編』下一五」によると、葉林富は服約をないがしるにして、三たび千厮門水巷子川帮の夫頭に入り込んで銀錢を使用し、この処理が県衙に持ち込まれる。夫頭の利権化、帮の自律能力欠如を端的に示している。

同業集団の経理もしばしば杜撰であつた。船帮などとともに巴県における重要な営業である艇行でも、「道光九年三月初七日潘万順等稟状……『巴県档案選編』上三五三」によると、帳簿を管理している蘆俊容の不正が訴えられ、書差の調査でも原告提出資料とは一致しなかつた。帳簿に記載された厘金三四〇〇両は告訴者への支給、経費濫用、請示費用などが支出として計上され、また多額の厘金収入が未計上となつていくという。八省客長も非を認めつつきっちり計算しようとしていない。連年徴収する厘金は三〇〇〇両に上るが、雑用全てで二〇〇余両という。この不均衡な会計が委託されること自身がこの集団の非自律性を示している。磁器業会首の二三〇〇両の不正会計¹⁰¹、後に引用する千斯坊散夫の彭仕龍らによる厘金七五〇余千中、四八〇余千の私物

化など¹⁰²、公金の私物化事例は多い。

高い地位を持つと見られがちで、確かに様々な事件に対して県衙の諮問をうける八省客長も、自らの下にある主要商人すら把握していない。嘉慶六年に、八省客長が巴県内の牙行とその営業内容について、知府の指示を受けて調査を行った際に、八省客長たちは、牙行名と商人の公式的な名義については報告したものの、

唯家道殷実与否。可免将来虧空客本者。内有幾省人数衆多。民等雖屬同省。俱系別府別県之人。大半素不相識。未能詳晰周知。即如憲諭所云。有以些小資本。裝飾齊整行面者。如此行戸亦屬不少。但目前并無哄騙実据。未便指其一定虧空客本之人。……『嘉慶六年六月二四日八省客長稟状……『巴県档案選編』上二五二』

として肝心の問題点の調査については回避している。八省客長たちは排解に直面しても、相手によって腰が引ける。先の「道光九年三月初七日潘万順等稟状……『巴県档案選編』上三五三」の案件でも、「道光九年四月十二日池才順等稟状……『巴県档案選編』上三五四」で重ねて八省客長たちに調査・報告が求められるが、「惟客長傳載文。雖秉公正。委縮不前」という有様であつた。

こうした状況の下で先述千斯坊散夫の厘金私物化の一件は次のように展開する。

……去四月水巷子集豊棧改開花棧。被帮内散夫彭仕龍・陳廷貴。將此棧堆花生意私充李相高等。蟻等控前張主審訊。札委八省客長查兩造告示。均無堆嗎字樣。議明白後新開行棧。各婦各街堆嗎。稟復給示定案。蟻等因訟費累及。挪借多金。応帰公項填還。詎遭仕龍・廷貴將帮内厘金公櫃。抬至伊家霸管。不還挪借公項。害蟻等受累。又賄郷約康正光。朦簽陳浩然・劉興朗・李興順・陳双和承充夫頭。狼狽相依。恣意侵吞。蟻等查明賬簿。自去四月起。至今六月。共入厘金錢七百五十余千。除分給三夫錢二百七十余錢。

侵吞四百八十余千。向伊清算吐還。胆仗康正光之勢。逞凶辱罵。投明七門夫頭理論。均畏惡等猖獗。簽称未奉恩委。不敢言公。

『道光十九年葉正順告狀……』『巴県檔案選編』下二二

注目すべきは「康正光之勢」である。この勢いとは、おそらく彼が郷約であることに根拠を置いていない。康正光は、『巴県檔案選編』の中だけでも、管見の限り、少なくとも九か所に登場する実力者である。郷約としての肩書で公式の場で交渉・合約するとともに、私的な金銭の保証人等として多方面に影響力を發揮している。郷約康正光がこれほどに力を發揮できるのは、基盤となる社会から承認された代表であるからではなく、あるいは県衙からその地位をオーソライズされているからでもなく、社会関係内部における個人的な実効的影響力によっていると考えられる。

「道光二十六年五月二十一日巴県告示……『巴県檔案選編』上四一八」では、知県は巴県が水路の要衝であることを述べた後、次のように記す。

……必得老成明白。年輕力壯之人。承充船幫首事。方是以資辦理。本県到任後。調查婦（旧？）案。先年原分大河・下河・小河三起幫口。支応招呼来往差徭。歷來以來。辦里尚未遺誤。惟積久弊生。今查得。各幫口有多年已革已故之人。而別首名頂充者。有以一人兼充二三役。把持嗎頭者。有虛懸幫名。竟無人支応者。……

道光二十六年に巴県に到任したのは李世彬であるが、彼は道光二十一年から二十二年まで巴県知県の任にあった。四年を置いて復任した彼が見たのは船幫・首事体制の解体状況であり、改めて急ぎ船首を保挙させて執照を発給することになる。

職役戸そのものは、先述のように、よって立つ社会的基盤が流動的で共同性に乏しく、その上に代表性を十分に持たずに掲名されたものであり、県衙から与えられる権威にも限りがあった。従ってかれらの

果たす社会的機能も限られていたと見るべきである。

一里百十戸の職役を 毎年十一戸が輪番で担当する明初の里甲体制は、郷書手を始めとする書吏機能を可能な限り削除し、賦役黄冊の作成、糧の徴収・輸送等の業務が全ての戸に求められ、初級の紛争調停機能も村落に委ねられ、県衙等での雑役まで含めた業務も、人民に広く割り当てる体制が作り出された。文書業務は里長のもとで里差にゆだねられたが、彼らが明末にいたっても里から大造にあたって相応の支払をうける実務者であったという資料も残されている。¹⁰⁵

清代後期の巴県においては、職役戸の位置と彼らの業務比重は格段に低下している。先引の道光四年の保甲烟戸男丁女口花名総冊によると、県城には二八の坊と一四の廂が置かれており、一つの坊には一九七〇人が、一つの廂には七二四人が居住しており、これを約坊・坊長統括していたことになる。県城外には八四甲が存在しており、約三二万人が居住している。一甲約三九〇〇人、これを代表性もなく資産も不明な三名強の約保が統括していたことになる。約保は時に一斉更新されるが、明初の里甲制のように十年に一度といった任期はなく、個々の申請によって解除されるものであり、その際には当然それなりの「使費」を必要としたはずである。

先に近世日本における発達した農民の自治を基礎とした行政組織を略述したが、ここでは平均人口一万人程度の手永に惣庄屋以下数十名規模の職員が執務しており、手永の下部に二〇ないし三〇存在する村にも、庄屋を筆頭に、十名程度の村役人が選任されて、かなりの階層が村落運営に参加した。単純に人口に対する比重からしても、日本近世後期の自治を基礎とした行政組織は、明初里甲制のそれに近い。しかも彼らは職能訓練をうけた代表者であった。

希薄で基盤の弱い職役戸の機能局面は限定されざるを得なかった。上述のように数千名にも及ぶ書差は、社会の末端まで、地域ごと・課

題ごとに入り込んでいた。職役戸の機能は、坊廂の長については主に排解の役割を期待され、同業組織の首人については、衙門での差務と必要物資の調達（貨幣化も含む）、いわゆる衙役が命じられた。郷村の郷約・保長については治安・教化の大義の他に、税糧への関与が求められた。しかしかのスタッフの質と量では推取・過割からはじまり税糧の完納に終わる一連の業務を完遂することは不可能であった。李氏も簡潔に整理されているように、推取・過割は戸房の職務であり、徴税そのものは、郷里に配置された快役の取り分多い職務であった。残念ながら、これらの業務遂行を直接示す資料は、刊行された資料集からも日本で販売された司法マイクロからも、十分確認することができなかった。

ただ郷村の職役戸が徴税に関わった範囲については、ある程度の資料がそれを示している。場については、その地で営業する商人より徴収すべき租が、郷約などによって集められている。

据此。合行給牌。為此牌給該郷約曹正詳執照。嗣後経収較場地租銀錢。務須四季催納齊全。按季如数呈繳。……〔道光二年九月二十一日巴県牌……〕『巴県档案選編』下三〇五

〔乾隆二十七年廉里七甲徐朝柱枉法黃成泰等七戸不聯門牌案……〕『乾隆匯編』二〇九に収められた五通の稟状・告状には、職役戸と保甲冊の關係が記されている。刑房経承と快役の報告を総合すると、牌保の提冊によって烟戸冊が作られ、底冊が内署に保管され、それに基づいて郷約が花戸門牌を支給するはずであるが、この場合、資産も居所もない郷保が、書吏とつるんで冊籍にはない人物たちに花戸門牌を発給したとされている。郷保の職責と限界の一部である。

税糧の徴収に関わって、付加税については、郷保が徴収まで関わっている明示的な資料が存在する。〔乾隆四十六年四月八日鄧廷猷稟……〕『乾隆匯編』二〇七では、郷約が任期終了に際して「倉穀去年九月

如数完納」したことを、〔乾隆三十三年六月初十日諫思賢簽呈……〕『乾隆匯編』二〇一では夫馬倉穀を「俱已辦交清楚」したことを、〔乾隆三十八年十月初七日張繼遠稟……〕『乾隆匯編』二〇六では、自分の甲の郷約が「照糧該派軍需一千三百文」を払わないことを指摘している。

しかし正税部分については、〔道光二十九年四月二十日巴県簽充郷約執照……〕『巴県档案選編』下三〇五で、郷約任命に際して、当該甲の花戸数・原額正糧銀を典吏と一致させよという総括的な指示をおこなっていること、〔乾隆十七年三月二十六日巴県執照……〕『乾隆匯編』一九三、〔乾隆三十三年二月十六日巴県正堂執照……〕『乾隆匯編』一九九で保長の任用に際して、「催督糧務」を指示していること、徴税期が迫ったので郷約・保長の補充が必要であるなどの記述はそのまま見られるが、徴収と納入を郷約・保長が独自に実施したことを示す資料は見つけられなかった。納期ごとの奨励金、代納の際の利息などを利得とする快役による徴収という李氏の概説を覆す必要は、無いようである。

六 おわりに

明治維新は世界史的にみて、おそらく最も平和的かつ純粋な近代移行過程であった。領土的な土地所有は秩禄処分・地租改正によって完全に廃止され、幕府・藩に集中していた地代は一括して近代国家に租税として受け継がれた⁸⁶。農民の一揆と一部士族の反乱の両者に直面し、地租二分五厘への引き下げによる農民からの合意調達を前提に、大きな租税国家が出来上がった。地租改正を始めとする明治初期の諸政策は、末端村落から県レベルにまで組織された農民の要求との対抗・合意の中で実現していく⁸⁷。緊張の中で地方議会が生まれていくが、議会

と地方行政組織を担ったのは、旧来の村落共同体の代表者層であった。こうした展開が、上述した近世末期の社会の中で準備されていたことは、もはや言うまでもない。

形成されていた農民的剰余は近代経済の基礎となる。門司・三角間を結ぶ九州最初の「九州鉄道会社」は、その典型事例である。全県鉄道相談会が八六年一月五日、続いて郡区の相談会・町村の小集会が開かれ、それらが集約され実に一二月四日には各郡の持ち株が確定した。株主の上位は郡備金・旧会所官銭等が占めた。軽工業の近代化を牽引したのは、在来産業の自己革新であった。輸入棉糸を原料とする高機棉布による輸入代替、岡谷製糸工場を在来技術で模倣しコスト削減した生糸生産などは、大規模工場の導入から始まった中国工業化政策と、方法を異にする。

中国においても小農経営の発展と商業的農業の展開の下で、徴税方式は土地へと一本化され、貨幣化された租税国家が現れる。しかし行政を末端で担う社会集団は、社会の流動化も受けて安定した組織化へと進まず、権限の根拠と業務範囲、取り分の帰属の不明確な膨大な書差集団が、社会の末端に入り込むことになる。

国家取り分は銀価値の国際的低下と国内生産力の上昇によって、傾向的に低下し続けた。問題の所在は自覚されていた。商工業振興のために同業集団の規律化が必要であるとみなされ、商會が設立され、続いて商工業の「統制」が試みられた。農村も含めて上からの「自治」が試行され、やがて合作社が建設される。徴税体制については様々な調査事業の上に、大がかりな田賦整理事業がなされた。しかし正式党员三〇万前後の国民政府のもとにおいては、社会の末端に到る統合実現は困難であった。

中国は、急進的社会主义体制のもとで、はじめて末端に到る社会統合を回復する。前提としてのイデオロギー的統一、冷戦下の軍事緊張、

居民委員会・各経営を末端とする社会機構に一对一对応して設定された党委員会制度を、人口の1%を占める党员が支えた。国家は自律的な団体強化の結果としてではなく、内部に向けられた「闘争」「運動」によって再構築された。その成果は、二〇世紀後期から本格化する企業の多国籍化、それがもたらす技術と経営の移転（「社会の相対的規律化」を踏まえたうえで、規制を緩和し新自由主義化する世界のなかで、新たにその活力を発揮しようとしている）。

1 伊藤正彦『宋元鄉村社会史論』二〇一〇年、汲古書院。

2 本稿を草するにあたって、伊藤正彦氏から里甲制等について、知識・書物の教示を得るとともに、日本史については、吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽の各氏から、多数の具体的教示をいただいた。ここに謝意を表したい。但し、論文の読み取り方も含め、誤りは筆者の責任である。

3 現在の熊本県の面積から、天領である天草・五家荘、および人吉藩領を除き、現在大分県竹田市に属する久住手水の一部を概算で加える。これから玉名地方・八代地方を中心とする明治以降の干拓面積を差し引き、およそ四八四〇平方キロの面積を得る。この値に豊後街道沿いに点在する三つの手水の面積を加算するために、肥後の内高七四万石、三手水の内高約二万石を案分加算して、約五〇〇〇平方キロを得た。

4 民国『巴県志』に付された「巴県山水全図」を五キロメートル（四〇ミリ）メッシュに分割し、それぞれの面積を長辺四〇ミリの長方形（正方形を含む）に近似して、それらの総合計によって面積を推計した。長江・嘉陵江が県境をなす場合には、およそ河川の中央部を以て分割した。

5 欒成顕「明清戸籍制度的演變与其所造文書」『中国社会科学院歴史研究所学刊』第六集、二〇〇九年。

6 山田賢『移住民の秩序』一九九五年 名古屋大学出版会。

- 7 稲葉継陽『日本近世社会形成史論——戦国時代論の射程』序章「近世社会形成史研究の課題」、二〇〇九年、校倉書房。
- 8 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』一九八五、東京大学出版会。
- 9 藤木久志『刀狩り』二〇〇五年、岩波新書。
- 10 横田冬彦「近世村落における法と掟」『神戸大学大学院文化科学研究科文化学年報』五、一九八六年。
- 11 蓑田勝彦「天保期 熊本藩農民の経済力——生産力は二百万石以上、貢租はその四分の一」『熊本史学』八九・九〇・九一合併号、二〇〇八年。
- 12 中村哲「封建的土地所有解体の地域的特質」『人文学報』二〇、一九六四年、『明治維新の基礎構造』所収。
- 13 中村哲「世界資本主義と日本綿業の変革」河野・飯沼編『世界資本主義の形成』一九六七年、『明治維新の基礎構造』所収。
- 14 蓑田勝彦前掲「天保期 熊本藩農民の経済力」。
- 15 こうした点についての大きな見通しは、近世日本の人口動態研究を踏まえたアングス・マティソン『経済統計で見る世界経済二〇〇〇年史』二〇〇四年、柏書房、(原著二〇〇一年)によって、簡明に指摘されている。
- 16 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』二〇〇二年、東京大学出版会。
- 17 菅原憲二「近世村落と村入用」『日本史研究』一九九、一九七九年。
- 18 吉村豊雄「近世日本における評価・褒賞システムと社会諸階層」『熊本藩の地域社会と行政』二〇〇九年、思文閣出版。以下同書を『熊本藩の地域社会と行政』として示す。
- 19 一揆が少ないといわれる熊本藩においても一揆が存在し、その多くが村役人に関わるものであったことは、蓑田勝彦「肥後藩の百姓一揆について」『熊本史学』四九、一九七七年において、端的に示されている。
- 20 吉村豊雄「日本近世における津波復興の行政メカニズム」熊本大学『文学部論叢』八九、二〇〇六年。
- 21 三澤純「幕末維新时期熊本藩の地方役人と郷士」平川新・谷山道雄編『地域社会とリーダーたち』二〇〇六年、吉川弘文館。
- 22 前田信孝「郷備金の研究覚書」『市史研究くまもと』八、一九九七年。前掲蓑田「天保期 熊本藩農民の経済力」。
- 23 前掲吉村「近世日本における評価・褒賞システムと社会諸階層」。
- 24 吉村豊雄『藩政下の村と町在』(一)の宮町史、阿蘇叢書三(二)二〇〇一年。
- 25 前掲蓑田「天保期 熊本藩農民の経済力」。
- 26 前掲吉村「日本近世における津波復興の行政メカニズム」。
- 27 大塚英二「村落共同体における融通機能の組織化について」『歴史学研究』五六〇、一九八六年、『日本近世農村金融史の研究』校倉書房所収。
- 28 吉村豊雄「日本前近代の地方行政の到達形態と文書管理システム」『熊本大学平成一五年度発足「拠点研究B」平成一六年度報告書』二〇〇五年。
- 29 前掲吉村「日本近世における津波復興の行政メカニズム」。
- 30 三澤純「幕末維新时期熊本藩の『在地合議体制』と政策形成」『熊本藩の地域社会と行政』。
- 31 吉村豊雄「近代への行政的起点としての宝暦——安永期——熊本藩を中心に——」熊本大学『文学部論叢』一〇一、二〇一〇年。
- 32 西村春彦「宝暦く天明期における肥後細川藩の農政と請免制」『熊本史学』八二、二〇〇三年。
- 33 木山貴満「幕末維新时期熊本藩における軍制改革と惣庄屋」『熊本藩の地域社会と行政』。
- 34 同治『巴県志』巻一によると二九坊、一五廂。

- 35 「嘉慶二十一年正月二十九日仁里十甲余学魁節里五甲胡回生稟丈……『巴県檔案選編』下三〇三」では五渡河場が仁里と節里にまたがって設けられている。
- 36 後に裁判制度、差役制度に関わって伝記を引用する道光年間の知県劉衡は、その『自治官書』の中で、塾入江県での履歴として、裁判の際の堂西の机には、内署の持ち込む事案について家人の署名の上で提出させること、差役を発するに際しては知県が自ら行い、内署家丁と面接させないようとの注意を記している。
- 37 「清代巴県衙門書吏与差役」『歴史檔案』一九八九—一。
- 38 王笛『跨出封閉的世界——長江上遊区域社会研究（一六四—一九一一）』一九九三年、中華書局。Brady W. Reed, *Talons and Teeth, County Clerks and Runners in the Qing Dynasty*, Stanford University Press, 2000. 周保明『清代地方吏役制度研究』二〇〇九年、上海世紀出版集團。
- 39 「工房書辦李星吉稟狀」……『巴県檔案選編』上三六四。
- 40 「道光七年四月八日温遠發等稟狀」……『巴県檔案選編』下一〇。
- 41 「乾隆二十五年二月二十三日刑房經書瞿良春稟」……『乾隆滙編』一九八。
- 42 情県属各里甲郷保。于本年二月初三・初八・十三吾期新簽更替。……『乾隆滙編』二〇八。
- 43 山本進「清代四川の地方行政」名古屋大学『東洋史研究報告』二一〇、一九九六年、『清代財政史研究』汲古書院所収。
- 44 「乾隆三十三年四月二十五日朱季聖稟」……『乾隆滙編』二一〇〇〔三〕十年二月十一日魯子榮等稟……『乾隆滙編』二二二六〔嘉慶七年一月汪応洪告狀……『巴県檔案選編』上三九七〕。
- 45 「乾隆三十一年任作任世賢病故任世学頂補文」……『乾隆滙編』二二三、同八月二十七日巴県申……『乾隆滙編』二二三〕によると、甘某と任世賢が巴県の定額の任作であるが世が病死したため、「学習」の任にある任世学（おそらく一族）を任作に昇格させ、跟随学習の中から一人を学習の地位に引き上げようという人事案が、重慶府に提出される。
- 46 後掲「嘉慶六年六月二十四日八省客長稟狀」……『巴県檔案選編』上二五二。
- 47 「方日剛等拆伙約」……『巴県檔案選編』上三四一。
- 48 「道光三年十一月初十日譚志隆訴狀」……『巴県檔案選編』上三五二。
- 49 「道光九年三月初七日潘万順等稟狀」……『巴県檔案選編』上三五三。
- 50 「道光七年四月八日温遠發等稟狀」……『巴県檔案選編』下一〇。
- 51 曾我部静雄「宋代初期の役法」『宋代財政史』一九四一年、生活社。
- 52 宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色——特に衙前の変遷について——」『史林』三六一—二、一九五三、宮崎市定全集 第一〇巻、岩波書店 所収。周藤吉之「宋代州県の職役と胥吏の発展」『宋代經濟史研究』一九六二年、東京大学出版会。
- 53 倉持徳一郎「四川の場市」日本大学史学会『研究彙報』一九五七年。
- 54 前掲山本「清代四川の地方行政」。
- 55 「乾隆二十八年四月十三日劉碩甫・王彩如簽」……『乾隆滙編』一九九。
- 56 「嘉慶五年七月十二日陳子堯等稟狀」……『巴県檔案選編』下三〇二〔嘉慶十年八月二十一日廉里九甲長生橋客長黃志清等懇賞執照稟……『巴県檔案選編』下三〇一〕。
- 57 「乾隆三十四年三月二十九日巴県簽充場頭客長執照」……『巴県檔案選編』下二〇九。
- 58 例示するなら「道光二十一年広扣帮公議章程」……『巴県檔案選編』上二四二〕では、広扣帮と広扣行が同一の集団を指して用いられている。

- 59 「道光二十九年渝城男工顧繡老板師友公議案規……『巴県档案選編』上二三五」。
- 60 先に本文で引用した「嘉慶十一年六月二〇日伍文龍稟狀……『巴県档案選編』上四〇五」。
- 61 下記の例のほか、「嘉慶七年十一月十一日曾義和等訴狀……『巴県档案選編』上三三八」では帝王会を設け演劇などを行っていた重慶の棉花舖は、乾隆二十九年に同行が集議し、生花舖と熟花舖に分離し、生花舖は別に財神会を設けたとある。
- 62 先に引用した刺繡職人の永生帮「道光二十二年永生帮顧繡老板師友公議案規……『巴県档案選編』上二三四」および続く「道光二十九年渝城男工顧繡老板師友公議案規……『巴県档案選編』上二三五」などが比較的その規定を詳細に伝えている。しかし同時に、しばしば規定の履行が困難に直面したことも述べている。
- 63 「道光二十五年九月呉大坤供狀……『巴県档案選編』下九五」。
- 64 「道光十年正月十五日肅永泰告狀……『巴県档案選編』下八八」。
- 65 合股が必ずしも一つの経営を意味しなかったことについては後述。
- 66 拙稿「明末清初の流通構造——杜騙清初の世界」熊本大学『文学部論叢』四一 一九九三年。
- 67 「乾隆三十六年四月十日徐殿楊等稟狀・同四月十九日稟狀・五月十日巴県執照……『巴県档案選編』下一〇二」。
- 68 「乾隆四十六年拾月二十六日巴県告示……『巴県档案選編』下二二」。
- 69 「乾隆五十八年八月十日巴県告示……『巴県档案選編』下二二」。
- 70 「道光元年六月十一日何遠良等供狀……『巴県档案選編』下八」。
- 71 「道光七年三月十三日温遠発等懇狀……『巴県档案選編』下九」。
- 72 「嘉慶十五年十月初九日巴県告示……『巴県档案選編』上四〇六」。
- 73 「嘉慶九年三河船帮差務章程清單……『巴県档案選編』上四〇二」。
- 74 「嘉慶九年八省局紳公議大河帮差務案規……『巴県档案選編』上四〇三」。
- 75 前掲王笛『跨出封閉的世界』
- 76 「明清社会の經濟構造」第一回中国史学国際会議、二〇〇〇年九月東京、『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的發展』二〇〇二年、東京都立大学出版会、所収。
- 77 拙稿「牙行経営の構造」熊本大学『文学部論叢』七三、二〇〇一年。
- 78 前掲拙稿「牙行経営の構造」。
- 79 「道光十一年十月初八日范開科稟狀……『巴県档案選編』上三七九」。
- 80 「道光十一年十一月十一日余魁順稟狀……『巴県档案選編』上三五六」。
- 81 前掲拙稿「牙行経営の構造」。
- 82 ここで一貫とは、錢建て藩札一貫を示し、藩札の錢一匁とは錢七〇文であった。蓑田勝彦「清田氏の拙稿批判について」熊本歴史学研究會『史叢』一二、二〇〇七年。
- 83 石井清喜「通潤橋の工費 經濟効果について」『熊本史学』七八・七九合併号、二〇〇二年。
- 84 水利施設所有が個別的な性格を持つ場合が多いことの今一つの表れは、所有権争の争いや調整が、兄弟・祖先・二姓共有という比較的狭い範囲で行われていることである。「文天齊兄弟孝義合約……『巴県档案選編』上二」以下三資料、「道光十七年四月初六日羅仁相訴狀……『巴県档案選編』上一〇」など参照。
- 85 大塚英二『日本近世農村金融史の研究』一九九六年、校倉書房。
- 86 前掲欒「明清戸籍制度的演變与其所造文書」。
- 87 宮崎市定「清代胥吏と幕友——特に雍正朝を中心として」『東洋史研究』一六・四、一九五八年、『アジア史論考』下所収。
- 88 「乾隆三十四年二月初八日楊景全稟狀……『巴県档案選編』下二九七」以下の認狀・執照。

- 89 「乾隆三十四年謝占魁認充冷水場頭文……『乾隆滙編』二〇三」「乾隆四十二年王仕勝承充客長文……『乾隆滙編』二〇六」。
- 90 「道光十年二月三日夏芳才稟狀……『巴県檔案選編』下一〇」以下。
- 91 「嘉慶十六年十二月二十二日羅希春等稟狀……『巴県檔案選編』上四〇七」及び同「認狀」。
- 92 「乾隆三十一年任作任世賢病故任世学頂補文……『乾隆滙編』二二一三」。
- 93 同上「重慶府札」。
- 94 「乾隆三十二、三十三年刑房典史何承先等保狀三則……『乾隆滙編』二二四」「乾隆三十四年六月十一日捕頭姚章等保拳稟……『乾隆滙編』二二四」など。
- 95 「嘉慶二十一年二月二十二日智里四甲冷水場舖民陳双合等稟狀……『巴県檔案選編』下三〇三」。
- 96 「道光三十年三月西城里糧戸周以政等簽狀……『巴県檔案選編』下三〇四」。
- 97 こうしたことについては、『中国農村慣行調査』岩波書店 一九五八年、および蒲地典子「清季華北の『郷保』の任免——中国第一歴史檔案館蔵『順天府全宗』宝抵県檔案史料の紹介を兼ねて」『近代中国研究センター彙報』一七、一九九五年。
- 98 「道光二十九年四月二十日巴県簽充郷約執照……『巴県檔案選編』下三〇五」。
- 99 「乾隆三十六年十月二十四日胡国欽訴狀……『巴県檔案選編』下三〇〇」。
- 100 「乾隆二十四年四月二十三日孝里七甲陳元魁稟狀……『乾隆滙編』一九七」。
- 101 「嘉慶五年^{一八〇〇}八月合州謝振棟稟……『巴県檔案選編』下三〇二」。
- 102 「嘉慶六年章景昌稟文……『巴県檔案選編』上二五一」。
- 103 「道光十九年葉正順告狀……『巴県檔案選編』下一二」。
- 104 本件のほか、「康正光等作成約……『巴県檔案選編』上三五八」「譚春和立招住平約……『巴県檔案選編』上三五九」「嘉慶二十四年十一月二十八日三帮合同約……『巴県檔案選編』下六」「嘉慶二十五年五月八日南帮夫頭聲明……『巴県檔案選編』下六」「道光十八年四月九日葉林富服約……『巴県檔案選編』下一五」「李益陵允讓約……『巴県檔案選編』下二二」「韓瑞龍抵借銀約……『巴県檔案選編』下二二」「龔何氏壳舖面文約……『巴県檔案選編』下三四」。
- 105 欒成頭『明代黃冊研究』一九九八年、中国社会科学出版社、一〇三頁。
- 106 本稿における職役戸・書差の体制が、宗族制度などが発展した相対的に安定性の高い地域に妥当するかは、問題がある。本稿は、巴県における事例研究である。
- 107 前引「乾隆二十五年二月二十三日刑房經書瞿良春稟……『乾隆滙編』一九八」。
- 108 秩祿が有償買取りであることを以て明治維新の不徹底さを主張する論議があるが、中下級領主の所有が幕府・藩に統括されており、それが実質一〇年程度の国家財政の内面で全面的に買い取られたことは、世界史的にみても稀有な事態である。
- 109 原口清『明治前期地方政治史研究』一九七二年、塙書房。
- 110 今村直樹「明治九年熊本県民会考」『熊本歴史学研究会報』五五、二〇〇四年。同「近世地方役人から近代区町村吏へ——地方行政スタッフの明治維新」『熊本藩の地域社会と行政』。
- 111 中村尚史「第一次企業勃興期における幹線鉄道会社創立資金の調達過程」『日本史研究』三七五、一九九三年。
- 112 中村哲『明治維新』一九九二年、集英社『日本の歴史』第六章「在来産業の革新と発展」。